

■受付期間

原則利用日の3ヶ月前から3日前まで

■希望日の空き状況を確認してください



■小林まちづくり株式会社に予約の電話をする（☎0984-27-3280）

■予約が取れたら、申請書をダウンロードし所定の場所に提出してください

※各窓口でも申請できます。

小林まちづくり株式会社

〒886-0008 宮崎県小林市本町16番地

TEL/0984-27-3280

FAX/0984-27-3257

平日（土日、祝日を除く） 8時30分～17時30分まで

※「小林市地域・観光交流センター利用許可書」（様式第1号）  
を持参または郵送、FAXにてお申込みください。

小林まちづくり(株) 観光案内所

〒886-0004 宮崎県小林市細野1829-16 KITTO小林1階

TEL/0984-22-8684

平日（土日、祝日を除く） 9時～17時まで

※「小林市地域・観光交流センター利用許可書」（様式第1号）  
を持参してお申込みください。

■利用可能時間

9時から22時まで（1時間単位の利用）  
準備や片付けなどに要する時間も含まれます。

■定員

2階交流スペースの定員は120名（第1・第2交流スペース：各60名）とします。  
事故防止のため定員を厳守し、利用者の安全確保に努めてください。

■利用料の支払いについて

利用料は、許可を受けた時点から現金または振込でのお支払いが可能です。  
原則として、利用日の前日（平日）までにお支払いください。

※1度お支払いいただいた利用料は返金できません。

### ■キャンセルについて

キャンセルの場合は、1週間前までにご連絡ください。

キャンセルのご連絡は、小林まちづくり株式会社 ☎0984-27-3280まで  
お願い致します。

### ■利用の不許可・取り消しについて

小林市地域・観光交流センターの設置及び管理に関する条例 9 条および 10 条に合致する  
場合は、利用の許可をせずまたは利用の許可を取り消すことがあります。

### ■利用の変更

許可を受けないで、利用目的・利用日時を変更することはできません。

利用の権利は他人に譲渡し、または転貸することはできません。

利用許可後の目的変更は、3日前までの行ってください。

### ■お問い合わせ

小林まちづくり株式会社   まちづくり事業部

TEL/0984-27-3280

### ■料金表

区分	利用時間帯	単位	金額	納入期日
片面	午前9時～午後5時	1時間	1,100円	利用前
	午後5時～午後10時		1,320円	
全面	午前9時～午後5時		2,200円	
	午後5時～午後10時		2,640円	

#### 備考

- 1 冷暖房を装置を使用するときは、上記利用料金の額に当該利用料金の額の100分の50に相当する額を加算する。
- 2 特別の電気施設等を利用したときは、上記利用料金の額に電気使用量の実費相当額を加算する。
- 3 許可を受けた時間を超えて利用したときは、当該超過した時間に午後5時から午後10時までの時間帯の利用料金の単位金額を乗じて得た額とする。

今後のコロナウィルス感染拡大の状況により、施設利用の制限処置がとられる  
場合もございます。

また、ご利用におかれましては、“三密”を避ける等の感染拡大防止対策をお願い  
致します。

■利用上の注意 ※必ずご確認ください。

- (1) 利用時間は厳守して利用してください。
- (2) 危険物は持ち込まないでください。
- (3) 火気の使用はできません。
- (4) 調理を目的とする電気器具の使用は出来ません。(ポット・ケトル可)
- (5) 許可なく物品の宣伝、販売を行わないでください。
- (6) 所定の場所以外での飲食はできません。
- (7) 全館禁煙です。
- (8) 許可なく壁・柱等に張り紙、くぎ打ち等をしないでください。
- (9) 許可されていない施設等を利用したり、立ち入ったりしないでください。
- (10) 施設内、備品、設備を破損した場合は、ただちに利用者の負担において施設を現状に回復してください。
- (11) 利用中、利用後は、清潔・整頓に努め、モップをかけてください。
- (12) 催事の看板、装飾品等は利用者が用意してください。
- (13) 雨天の際は所定の傘立てに立てるか、施設内に持ち込む場合は利用者が傘袋等を用意してください。(南北通路を除く)
- (14) 介助犬を除くペット等の立ち入りは出来ません。(南北通路を除く)
- (15) 利用中は、付近への騒音等に十分留意してください。
- (16) 第1または第2交流スペースのみを利用する場合は、必ず利用者がパーティションを設置・撤去を行ってください。
- (17) 利用の予約は、申請書を先に出した順番を優先します。